

次期計画（案）

第 2 章 福岡市森林・林業の現状と課題

前計画の総括

前計画「福岡市農林業総合計画」（平成 29 年度～令和 3 年度）では、林業分野の目標として「都市の魅力を支える森林づくりと森林資源の循環利用による林業の活性化」を掲げ、重点的に取り組む施策を中心に、施策の計画的な推進に努めてきました。

森林環境整備事業（荒廃森林整備事業）による間伐等整備については、近年、境界不明瞭などの理由により整備面積が減少傾向にあるため、境界明確化に取り組むことにより、整備を推進していく必要があります。

市民とつながる森林づくりについては、屋外活動に対する需要や環境意識の向上により市民の森林へのニーズは高まってきているため、今後、それらニーズに応えうる森づくりや、森林保全の必要性の啓発に取り組む必要があります。

効率的な作業道等の整備による利用間伐を実施することで、木材生産の低コスト化による林業のビジネス化を推進する林業資源ビジネス化プロジェクトは、平成 28 年度より取り組んでおり、これまでのノウハウの蓄積により一層の収益向上を図る必要があります。

小中学校や公民館など一部の公共建築物においては内装木質化への取り組みが進んでいますが、全庁的な木材利用の波及には至っていません。地域産材については、流通体制が確立していないため、大規模の整備への材の供給が困難であり、生産者等と連携した供給の仕組みづくりの構築に取り組んでいます。

結果としては、数値目標に掲げた 5 項目のうち、平成 28 年度の実績と比較して、「長期間手入れがなされていない森林の再生」など 2 項目は未達成となりましたが、「油山市民の森利用者数」や「林道及び森林作業道等整備延長」など 3 項目については概ね目標を達成しました。

第2章 福岡市森林・林業の現状と課題

（1）森林の保全・再生

平成20年度より開始した森林環境整備事業（平成29年度までは荒廃森林整備事業）は、福岡県森林環境税を活用し、毎年、間伐等の整備を実施していますが、近年は、境界不明瞭や、持ち主の特定が困難であるなどの理由により、整備面積が減少傾向にあるため、適切な整備が行われるよう、境界の明確化に取り組む必要があります。

森林が公益的機能を発揮するために、適切な経営管理が行われていない森林の所有者を対象に意向調査を実施する等、森林経営管理制度を推進していく必要があります。

松くい虫被害対策については、薬剤散布などの予防や被害木の林外搬出等により、平成24年度をピークに被害は減少していますが、引き続き国・県・福岡都市圏など関係機関が一体となった防除に努める必要があります。また、抵抗性松苗の植林など、地域との共働による松林の保全・再生への取り組みが必要です。

また、近年の集中豪雨の頻発に対応し、土砂災害の発生を防止するため、治山事業の推進や土砂災害に配慮した森林整備を行っていく必要があります。

市営林によるカーボン・オフセットについては、全国的に多くの自治体が取組んでいることから供給過剰傾向にあります。2050年カーボンニュートラルに向け注目が高まっている流れを捉え、引き続き新規販売先の確保にむけPRを行っていく必要があります。

第2章 福岡市森林・林業の現状と課題

（2）市民と森林のかかわり

令和元年に実施した市政アンケート調査結果によると、森林の役割について、地球温暖化の緩和や土砂災害防止への期待が大きくなっています。

一方、木材の生産・供給や、水源涵養についての関心は低く、木を使うことが森林整備に結びつくことや、森林が山・川・海の豊かな水循環を育んでいることへの理解が進んでいないことが分かります。

幅広い世代の市民が、森林での活動や木材とのふれあいを通じて、森林を身近に感じることができるよう、市民が求める森林づくりを行っていくことが必要です。

スギ・ヒノキ等の花粉によるアレルギーに対し、着実に対策に取り組む必要があります。

開園 50 周年を迎えた油山市民の森については、施設の老朽化や多様化する市民ニーズへの対応などの課題に対し、魅力ある施設となるよう、再整備に取り組んでいます。

さらに、森林について、都市部の市民の理解者、協力者を増やすため、NPO等による森林づくり活動の支援や出前講座等による情報発信に加え、森林での作業体験や森林・林業について学習する機会の提供、木育への取組みなど、普及啓発を推進していく必要があります。

第2章 福岡市森林・林業の現状と課題

（3）林業の生産基盤

林業の重要な生産基盤である林道や作業道については、令和2年度末に整備を完了した森林基幹道「早良線」等、主要な林道を軸とした路網整備の検討を、関係者と協議していく必要があります。

一方、管理している林道の約半数が開通後60年を経過しており、補修や長寿命化の対策に取り組んでいく必要があります。

森林の場所や境界を知らない所有者が年々増加しており、平成28年度の森林法改正に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳を作成し、令和元年度より運用しています。

本市においては、林業従事者の比率が0.01%と低く、森林整備を持続的に担っていくことのできる人材の確保が必要です。様々な担い手の育成や技術力向上、集約的な施業方法の確立などに取り組む必要があります。

次期計画（案）

第2章 福岡市森林・林業の現状と課題

（4）持続可能な林業経営の確立

（ア）森林経営

市内の小規模零細な所有規模では、個々の森林所有者が効率的な森林整備を実施することは困難であり、林業生産を継続的に展開していくには、施業の集約化が不可欠であるため森林経営計画の策定や森林経営管理制度に基づく意向調査を実施し、意欲と能力のある林業経営者への委託などを推進していく必要があります。

また、土地所有者と市が契約を締結し、スギやヒノキなどの森林を市が管理する分収林制度については、森林の状況や所有者の意向に応じて契約延長による長伐期施業や利用間伐の実施など、適正な管理と収益化の確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

市営林において、利用間伐を推進し、計画的に木材供給を行っていくための林業資源ビジネス化プロジェクトについては、ノウハウの蓄積によりさらなる低コスト化に努め、収益の向上を図る必要があります。

（イ）地域産材の利用促進

平成25年10月に策定した「福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」をより実効性のあるものとするため、令和元年度に「福岡市公共建築物等木材利用ガイドライン」を策定し、公共建築物の建築等に携わる職員への研修や庁舎の木質化を進めています。

しかしながら、まとまった量の木材を活用して施設整備を行う場合に、材の調達に時間を要することがあること、建築物の木造化・内装等の木質化に関する正しい知識を有する建築士が少ないことなどにより、全市的な木材利用の波及につながっていないのが現状です。

市内産木材の利用については、原木市場への出荷が中心である従来の流通体制に加え、木材の生産者・加工業者・需要者等と連携し、地域産材の流通の仕組みづくりの構築に取り組んでいます。

森林資源を有効に活用する観点から、建築用資材とならない伐採木を木質バイオマス発電施設に燃料として供給しています。